４高商政第112号

令和４年６月27日

関係団体ご担当者　様

高知県商工労働部長

事業所で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の

対応について（依頼）

　平素から、本県の商工労働行政につきまして、格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

　本県では、新型コロナウイルスの感染者が増加する中、積極的疫学調査や濃厚接触者の特定については、感染するリスクの高い同一世帯の方や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象として集中的に実施しています。

このことに伴い、事業所等で感染者が発生した場合は、県福祉保健所による濃厚接触者の特定や行動制限は行わないこととしております。

この度、県危機管理部から、事業所内で感染者が発生した場合の各事業所の対応について、下記及び別添によりご対応をいただく旨の周知の依頼がありました。何とぞご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

１　事業所内で感染者が発生した場合における各事業所での対応について

県健康政策部が作成した別添フローチャートに沿って、各事業所で適切なご対応をくださいますようご協力をお願いいたします。

なお、フローチャートに関するお問い合わせは、お手数ですが、県健康政策部　　健康対策課までお願いします。

（県健康政策部健康対策課ホームページ）

　　　https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/2022051100193.htm

２　組合員、会員等への周知について

団体等におかれましては、本通知について、お手数ですが、関係の組合員、会員等の皆さまへの周知をお願いいたします。

＜本通知の問い合わせ先＞

高知県商工労働部工業振興課

宮脇、大原

TEL：088-823-9691